

瀬戸市自動体外式除細動器（AED）貸出要領

（目的）

第1条 この要領は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸し出しについて必要な事項を定め、心肺停止者へ早期の救命手当を行うとともに、市民に対し、AEDの普及啓発を行うことを目的とする。

（貸出対象）

第2条 次の各号すべてに該当する場合、貸し出すものとする。

ただし、消防長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

- (1) 市内で開催される行事等であること。
- (2) おおむね10人以上が参加するもの。
- (3) AEDを営利目的として使用しないこと。

（貸出要件）

第3条 行事等開催場所に、早期に救命手当を行う準備体制ができていること。

また、借受者は、身分が確認できる証明書等を提示すること。

（貸出期間及び台数）

第4条 原則として、AEDの貸出期間は1日とし、貸出台数は1台とする。

ただし、行事等の開催日数や大規模な催しの場合はこの限りではない。

（貸出方法）

第5条 AEDは、原則として借受けようとする日の3か月前から当日までに、「瀬戸市自動体外式除細動器（AED）貸出書」（様式1）により消防長に提出すること。

2 貸し出しの申し込みが重複した場合は、提出順とする。

（維持管理）

第6条 借受者は、AEDを良好な状態で管理し次の各号を順守すること。

- (1) AEDを目的以外で使用しない。
- (2) AEDを転貸又は譲渡しない。
- (3) AEDの故障又は破損、紛失した場合は、直ちに消防長へ連絡すること。

（費用負担）

第7条 AEDの貸出料は無料とする。また、貸出期間中にAEDを傷病者に対して使用した場合のパッド等は貸出者が負担する。

2 貸出期間中におけるAEDの運搬等に要する経費は借受者が負担する。

（返却）

第8条 借受者は、貸出期間の満了後、速やかにAEDを返却するとともに、職員から点検を受けること。

（損害賠償）

第9条 借受者は、故意又は過失によりAED（付属品等を含む。）を紛失し又は破損させた場合には、現品又は消防長が相当と認める金額をもって賠償すること。

（損害賠償責任）

第10条 瀬戸市は、借受者が誤ったAEDの使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

（貸出中止・返還）

第11条 消防長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の規定

にかかわらず、AEDの貸出しを中止し、返還させることができる。

- (1) 借受者が、当該AEDを使用しなくなったとき。
- (2) 借受者が、本要領の規定に違反したとき。
- (3) その他、消防長が特に必要と認めたとき。

(補則)

附 則

この要領は、平成21年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

様式 1 (第 5 条関係)

瀬戸市自動体外式除細動器 (A E D) 貸出書

年 月 日

(あて先) 瀬戸市消防長

借受者住所

氏名

電話

瀬戸市自動体外式除細動器 (A E D) 貸出要領に基づき、次のとおり借り受けます。

行事等の名称	
貸出日時 返却日時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで
開催場所	瀬戸市 町・台
参加予定人数	概ね 人
受付	◎借受者は、本人である旨の身分証明書等を提示してください。

異常等の有無 (返却時職員で確認)

異常等の有無	有 ・ 無 (いずれかに○)
異常等の概要	

※ 借受中にAEDを使用した場合は、裏面を記入してください。

A E D 使用 報告 書

(A E D を使用した場合に記入してください。)

A E D 使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
除細動(ショック) ボタンを押した 回数	回
使用者氏名	
連絡先	TEL
A E D を使用した時の状況等 (わかる範囲で記入してください。)	
<hr/>	